

# 令和6年度 「鶴ヶ島市きれいなまちづくり運動」 春期清掃について

鶴ヶ島市きれいなまちづくり運動は、清掃活動に取り組んでいる皆さまが安心して活動できるように、埼玉県で策定した『彩の国「新しい生活様式」における地域清掃活動10のポイント』を参考に実施しています。

実施方法については、令和5年度のご清掃と同様となりますので、詳しいごみ出し方については、チラシの裏面をご参照ください。

この清掃は、強制的な参加を求めるものではありません。自治会の実情に合わせ、実施日の選択・清掃中止の検討等をしてください。

記

清掃日 令和6年5月19日(日) から選択(雨天中止)  
令和6年5月26日(日)

※両日選択し、自治会内で分散して実施していただくことも可能です。



清掃時に密になることをできるだけ防ぐために、実施日を分散しております。

また、原則として集めたごみは、通常使用しているごみ集積所へ、それぞれのごみ収集日に出してください。

ご理解とご協力をお願いいたします。

## 「鶴ヶ島市きれいなまちづくり運動」ごみの出し方

ごみの種類	ごみの出し方
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、普段使用しているごみ集積所に分散させ、可燃ごみの収集日に出すようご協力ください。</li> <li>・ごみ集積所が圧迫されるほど枯葉や雑草等のごみが出そうな場合（目安：自治会内で50袋以上出る場合）や、通行に支障をきたしてしまう場合は、予め指定された場所※に集めてください。業者による当日収集の調整をさせていただきます。</li> </ul>
不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り、普段使用しているごみ集積所に分散させ、不燃ごみの収集日に出すようご協力ください。</li> <li>・不燃ごみの日まで保管が難しい場合は、処理困難物や粗大ごみと合わせて、予め指定された場所※に出してください。翌日以降に市が収集いたします。</li> </ul>
粗大ごみ 処理困難物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粗大ごみや処理困難物の回収日ではありませんので、各家庭から粗大ごみや処理困難物を絶対に出さないでください。</li> <li>・道路上や公園などに不法投棄されていた粗大ごみや処理困難物（テレビ・パソコン・消火器・タイヤなど）については、翌日以降に市が収集します。予め指定された場所※に集めてください。</li> </ul>
汚泥	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでどおり、自治会内で3カ所以内に集めておいてください。翌月曜日以降に、業者が収集します。</li> <li>・汚泥を土のう袋に入れる際、密になる可能性があります。マスクや手袋の着用など、十分な感染対策を行い、無理のない範囲での実施をお願いします。</li> <li>・袋に入れる量は、成人男性が片手で持ち上げられる程度（10kg以下）としてください。</li> </ul>

※予め指定された場所…自治会館や公園など(翌日以降、数日間置いておいても大丈夫な場所)、2カ所以内を決めてください。